

## 横浜市上飯田地域ケアプラザにおける交通事故及び車検切れ車両の使用について

### 1 概要

令和4年2月9日（水）、本市指定管理施設である横浜市上飯田地域ケアプラザの車両が居宅介護支援事業の利用者宅から戻る際、バイクとの接触事故が発生しました。また、警察の実況見分の際、自動車検査証（車検証）の有効期限が満了していることが判明しました。

### 2 発生日時、場所

令和4年2月9日（水）午後6時7分頃  
横浜市泉区上飯田町 2538 番地付近のT字路

### 3 負傷者の状況

10歳代男性：右上下肢及び左下肢に表皮剥離、右下肢打撲

### 4 事故の経過

居宅介護支援事業の利用者宅から戻る途中、信号機のないT字路で一時停止後に右折する際、優先道路を右側から走行してきたバイクが接近しており、バイクが車両を避けようとして転倒し、転倒したバイクと車両が接触しました。その後、救急及び警察に通報し、相手方を救急搬送するとともに警察の実況見分に立ち会いました。その際、警察から車両の車検切れについての指摘がありました。

### 5 負傷者への対応

被害者に対しては、2月10日（木）に電話連絡の上、2月11日（金）に上飯田地域ケアプラザ所長が自宅を訪問し、ご本人及び保護者に対して謝罪しました。今後、治療等にかかる費用について必要な対応を行います。

### 6 車検切れ車両

- (1) 車両の車検満了日  
令和4年2月8日（火）
- (2) 乗車日  
令和4年2月9日（水）
- (3) 運転回数・距離  
2回・10 km
- (4) 乗車人数  
運転者 2名（2回とも同乗者なし）
- (5) 乗車用途  
居宅介護支援事業の利用者宅訪問

### 7 指定管理者

社会福祉法人 公正会  
横浜市上飯田地域ケアプラザ（泉区上飯田町 1338-1）

## 8 原因

### (1) 交通事故

信号機のないT字路での右折の際、目視確認が不十分だったことによるものです。

### (2) 車検切れ車両の使用

車検有効期限について、運転者による乗車時確認及び車両管理者による確認体制が取れていなかったことによるものです。

## 9 再発防止策

### (1) 交通事故について

泉区福祉保健課としては、他の地域ケアプラザにも情報共有し、車両の運転にあたっては一層の注意を払って業務にあたるよう指導を徹底してまいります。上飯田地域ケアプラザとしては、運転業務にあたる職員全員に対して安全運転講習を実施し、再発防止の徹底を図ってまいります。

### (2) 車検切れ車両の使用について

泉区福祉保健課としては、区内7館の地域ケアプラザの指定管理者に対して、所有する全ての車両の車検有効期限を定期的に確認するよう指導を徹底してまいります。上飯田地域ケアプラザとしては、所有する全ての車両（5台）の車検有効期限をリスト化し、毎月月末にリストを確認するとともに、運転者に対して乗車時に車検有効期限を確認するよう徹底します。また、社会福祉法人公正会としては、各事業所での車両管理と併せて、法人本部においても確認する体制を整備してまいります。なお、上飯田地域ケアプラザが所有するその他の車両（4台）及び別事業所で所有する車両（7台）については、車検有効期限内であることを確認済みです。

お問合せ先		
泉区福祉保健課長 斎藤 昌代		Tel 045-800-2321
社会福祉法人公正会 横浜市上飯田地域ケアプラザ所長 飯田 守		Tel 045-802-8200